

有料職業紹介契約書

_____（以下、「甲」という）と株式会社プレアライズ（以下、「乙」という）とは、乙から甲への人材採用委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（委託事項）

乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。

- （１） 甲が行う求人について、適切な求職者の紹介
- （２） 上記の紹介を行うにあたっての、人材の開拓や調査業務
- （３） 人材に関する、相談、助言及び採用・活用に関する、人材コンサルティング

第2条（人材の紹介）

乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

２． 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを求職者に明示して紹介を行うものとする。

第3条（採用選考）

甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を労働者として採用する。この際、乙は甲に採用選考についてのアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとする。

２． 甲は、前項に基づき採用を決定した場合、乙及び応募者に対して採用を決定した事実を確認するために、労働条件を明記した乙所定の別紙「採用通知書」を交付するものとする。

第4条（個人情報の取扱い）

乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴書の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。但し、乙は、応募者の病歴、併願の状況などの個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

- ２． 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- ３． 甲及び乙は、自己の従業員に対し、事項の義務を遵守させなければならない。
- ４． 乙は、乙の業務委託先に対し、事項の義務を遵守させなければならない。

第5条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、または応募者を採用してはならない。

２． 第1項の定めにかかわらず、乙の合意なく応募者と直接接触し、採用を決定して入職せしめた場合も本契約に該当するものとし、規定の紹介手数料を乙に支払う。

第6条（理論上の年収）

甲が採用決定した応募者（以下、「採用決定者」という）と合意した採用通知書に記した採用条件に基づき、合意した期間に支給される通勤手当及び時間外手当を除いたすべての手当を含む月額給与及び賞与の総額を理論上の年収とする。

２． 賞与の算定は、通勤手当及び時間外手当を除いたすべての手当を含む月額給与に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額とする。但し、年俸制を採用する場合は年俸額とする。

第7条（紹介手数料の計算）

甲が乙に支払う紹介手数料の計算は、第6条で定めた理論上の年収に20％を乗じた金額とする。尚、人材の開拓や調査業務などの実費が発生する場合においては、甲乙協議の上別途定めるものとする。

第8条（紹介手数料の支払い）

乙は、採用決定者が甲に入職後速やかに、第7条の各項で定めた計算に基づき算出した紹介手数料に消費税相当額を合わせて甲に請求し、甲は当該請求を受けた月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込むものとする。なお、振込み手数料は甲の負担とする。

第9条（紹介手数料の返還）

乙は、採用決定者が入職後3か月以内に、本人の都合による退職または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。

- （１） 入職後1か月以内に雇用契約が終了した場合 100％
- （２） 入職後1か月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50％

２． 名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合は、乙は受領した紹介手数料の一切を甲に返還することを要せず、未払いの紹介手数料がある場合は、甲は乙に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

３． 採用通知書に定めた雇用期間が6ヶ月に満たない場合は、紹介手数料の返還はしないものとする。

第10条（守秘義務）

甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

２． 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- （１） 受領時すでに公知であったもの、または受領者の責によらず公知になったもの
- （２） 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- （３） 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- （４） 受領者が独自に開発したもの

第11条（求人情報等の情報開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の病院情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営または利用するインターネットWEBサイト等において開示・公開することを同意するものとする。

2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や病院案内など、甲より入手した情報を開示公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

第14条（合意管轄）

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

以上締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各1通宛これを保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）〒104-0033

東京都中央区新川2丁目6番4号
株式会社 プレアライズ
代表取締役 曾根 京子